一五一七・九〇		
混合植物性油（更に加工されたものを除く。）	ＣＣ	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
その他の産品	ＣＴＨ	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一五・一八―一五・二二		
その他の産品	ＣＴＨ	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一		
	ＣＣ（第二類の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ六十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ四十五パーセント（ＦＯＢ）	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六〇二・一〇―一六〇二・三一		
	ＣＣ（第二類の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ六十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ四十五パーセント（ＦＯＢ）	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六〇二・三二		
	ＣＣ（第二類の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ六十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ四十五パーセント（ＦＯＢ）	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六〇二・三九		
	ＣＣ	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六〇二・四一―一六〇二・五〇		
	ＣＣ（第二類の材料からの変更を除く。）、ＭａｘＮＯＭ六十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ四十五パーセント（ＦＯＢ）	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
一六〇二・九〇		
	ＣＣ	生産において使用される第二類、第三類及び第一六類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一		
	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
一七・〇二		
	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。
一七・〇三―一七・〇四		
	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の総重量が産品の重量の二十パーセントを超えないこと。

第一八類　ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇五	ＣＴＨ	ＣＴＨ。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第四類及び第一九・〇一項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇二項の非原産材料の総重量が産品の重量の三十パーセントを超えないこと。
一八・〇六		
	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九〇一・一〇		
乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	
その他の産品	ＣＣ	

一九〇一・二〇		
バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品で、小売用でないもののうち、米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるもの	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。	ＣＣ。ただし、第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超える産品で、小売用でないもののうち、米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えないもの	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＣ。ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
その他の産品	ＣＣ	
一九〇一・九〇		
乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品で、米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるもの	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。	ＣＣ。ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える産品で、米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えないもの	ＣＣ（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）	ＣＣ。ただし、非原産である第一一〇二・九〇号の米粉であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの三十五パーセント又はＦＯＢの三十パーセントを超えないことを条件とする。
その他の産品	ＣＣ	
一九・〇二	ＣＣ	
一九・〇三	ＣＣ。ただし、生産において使用される第一〇・〇六項及び第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が産品の重量の十パーセントを超えないことを条件とする。	
一九・〇四	ＣＣ	
一九・〇五	ＣＴＨ	

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇・〇一	ＣＣ	生産において使用される第七類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
二〇・〇二―二〇・〇三		
二〇・〇四―二〇・〇八	ＣＴＨ。ただし、生産において使用されるささげ属又はいんげんまめ属の豆、えんどう（ピスム・サティヴム）、パイナップル、オレンジ、ばれいしょ及びアスパラガスが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。	
二〇・〇九	ＣＴＨ。ただし、生産において使用されるパイナップル、オレンジ、トマト、りんご及びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。	